

## 台風第21号関連被害に対する支援等を求める要請決議

去る9月27日から28日にかけて与那国島を襲った台風第21号は、県内で過去2番目に強い最大瞬間風速81.1メートルを記録し甚大な被害を与えたため、県は30日、与那国町に災害救助法の適用を決定した。

10月7日現在の与那国町や沖縄県等による被害状況の調査によると、幸いにも人的被害はないものの住民避難273名、住家の全壊10件、半壊27件、一部損壊285件、ライフラインである主要道路、電柱、風力発電施設の損壊からサトウキビ等の農作物、農業施設、畜舎、車両、船舶、離岸堤、空港施設、学校・教育施設等に被害を及ぼした。

その中でも特に、暴風により電柱が至るところで折損、倒壊して停電し、さらに電話の不通等が生じるなどライフラインが島内全域で寸断され、また、住宅やその他建物への著しい被害により一部の住民が今なお親類や知人宅への避難生活を余儀なくされており、台風襲来のたびに住民が受ける影響と不安ははかり知れないものとなっている。

よって、本県議会は、県民の生命・財産・生活の安全と安定を守る立場から、早急な災害復旧及び救済・支援対策として、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 学校教育や防災等に係る施設について県及び町の調査を踏まえ、早急に災害査定及び復旧工事を実施すること。
- 2 被災者の一刻も早い生活再建のため、災害救助法及び被災者生活再建支援法等に基づく支援について早急に町及び地元と連携して対策を講じること。
- 3 壊滅的な打撃を受けた事業者に対して必要な資金を低利で迅速に融資するとともに、事業者が行う生産基盤施設の復旧に対して補助制度等の拡充と速やかな復旧を促進すること。
- 4 毎年のように襲来する勢力の強い台風に耐え得る基盤整備を推進するとともに、被災者の支援に柔軟かつ的確に対処できる制度の改善・運用に努めること。

上記のとおり決議する。

平成27年10月16日

沖 縄 県 議 会

沖縄県知事 宛て

